

# 傷病手当金の支給期間の通算化について

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。この改正により令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されます。

## 【改正のポイント】

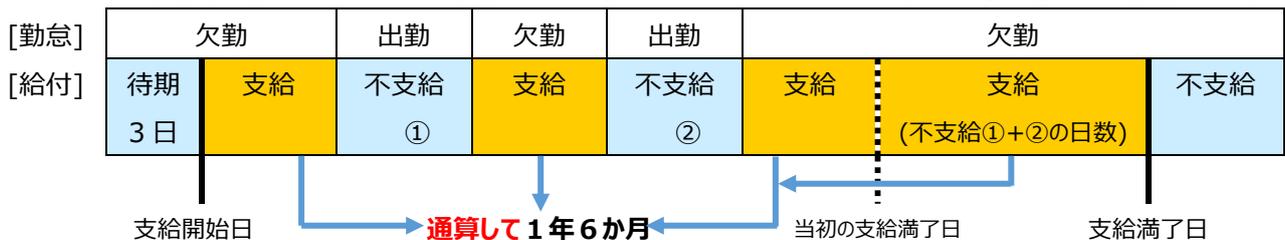
<p><b>傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支払開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。</li> <li>・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。</li> </ul>
<p><b>この改正は、令和4年1月1日から施行されます。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。</li> <li>※令和2年7月1日以前に支給開始の傷病手当金については、通算化の適用はありません。</li> </ul>

## 1. 傷病手当金（法定）の支給期間の「従来」及び「改正後」について

**【従来】** 支給開始日から起算して1年6か月を超えない期間まで支給  
⇒その間、一時的に復職した場合であっても、その期間が1年6か月に含まれる



**【改正後】** 支給期間を**通算して**1年6か月の期間まで支給  
⇒支給開始後に、出勤などで支給のない期間があっても、**通算して**1年6か月に達するまで支給される

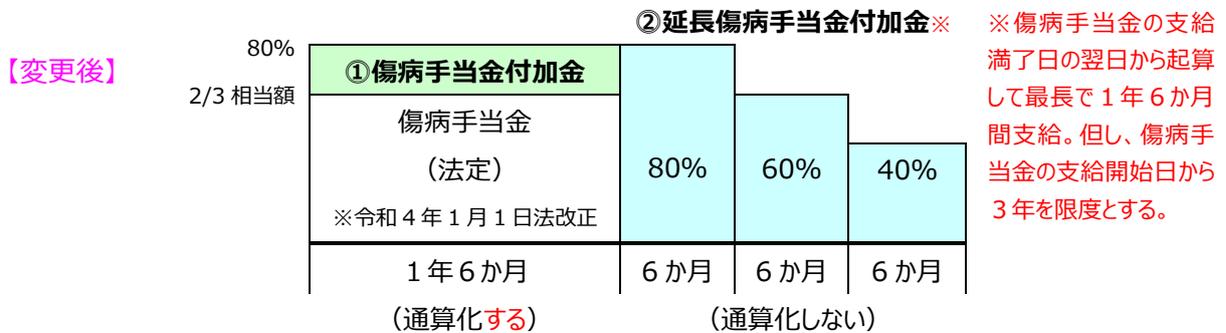
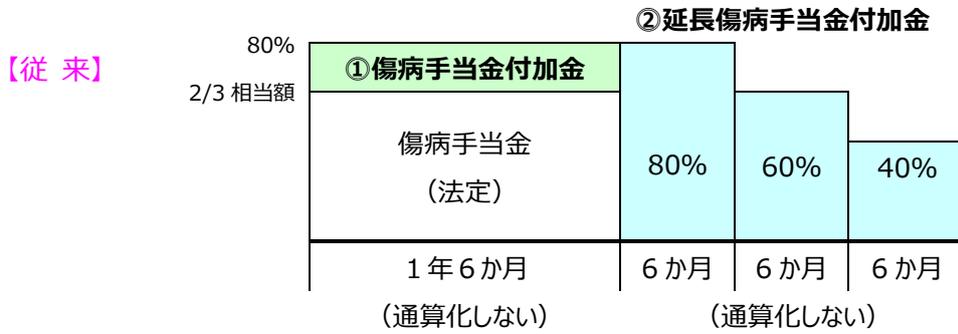


## 2. 付加給付の取扱い変更について

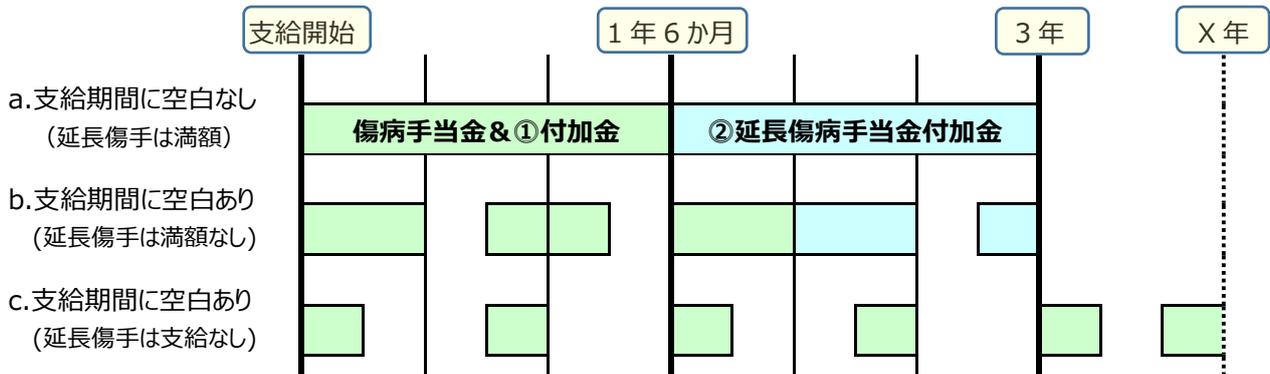
### ■傷病手当金（法定）の支給期間通算化に伴う、付加給付の取扱い変更内容

付加給付種別	支給期間	
	通算化	内容
①傷病手当金付加金 (傷病手当金の支給に上乗せして支給される給付金)	する	傷病手当金と同様に、 <u>通算して</u> 傷病手当金の支給満了日まで支給されます。
②延長傷病手当金付加金 (傷病手当金の支給満了の後、延長して支給される給付金)	しない	傷病手当金の支給満了日の翌日から起算して最長で1年6か月間支給されます。 ただし、 <u>傷病手当金の支給開始日から3年</u> を限度とします。

### ■付加給付の取扱いの「従来」及び「変更後」



### ■傷病手当金（法定）及び傷病手当金付加金支給期間通算化による支給パターン（a、b、c）



(注)傷病手当金（法定）及び傷病手当金付加金支給期間の通算化により法定部分の支給期間が3年超となった場合（Cの例）、延長傷病手当金付加金は支給されません。

### **3. 退職したあとの給付**

退職前に継続して1年以上被保険者期間があった人は、資格喪失後も、傷病手当金を受けられる場合があります。ただし、この場合、付加給付（傷病手当金付加金及び延長傷病手当金付加金）は支給されません。